

京都市立音羽中学校 P T A

P T A 規約

202507 改定版

お子様の卒業まで、お手元に保管してください

第1章 総則

- 第1条 本会は音羽中学校 PTA と称する。
- 第2条 本会の事務所は音羽中学校内におく。
- 第3条 本会は会員相互の親和、教養の向上を計るとともに学校と協力して生徒の福祉を増進することを目的とする。
- 第4条 本会は音羽中学校教育の振興を本旨とする民主的団体で、特定の政党宗教等にかたよる活動や営利を目的とした行為を行わない。
また、直接に学校管理や教職員の人事に干渉するものではない。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員相互の親和と教養の向上を計るために、講演会、新聞発行などの各種事業を行う。
 2. 生徒の学習意欲を高め、適切な生活指導及び補導を行うために常に学校との連絡を密にし、協議会、懇談会などを開く。
 3. 生徒の福祉を増進するための諸般の事業を行う。
 4. その他、本会の目的を達成するために必要な諸般の事業を行う。
- 第6条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員に限る。
1. 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。但し事情により免除または減額することができる。
 2. 会員は役員になることができる。
また動議の提出、賛否を表明することができる。

第2章 機 関

第7条 本会に次の本部役員をおく

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会 計 1名
4. 庶 務 若干名

(副会長、会計、庶務は若干名増員可)

第8条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会長:本会を代表し会務を統括するとともに総会、役員会、各種委員会を召集し、総会の議決事項を執行する。
2. 副会長:会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、会計、庶務に事故あるときも同じく代行する。
3. 会計:会計事務をとり年度末には会計監査を受け決算報告を行う。
4. 庶務:庶務に関する一切の事務を行う。

第9条 役員の任期は次の通りである。

1. 役員の任期は一期とし兼任はできない。補欠による役員の任期は前任者の残りの期間とする。但し、再選は妨げない。
2. 役員は任期後、一切の役員・委員を永久に免除とする。但し、再選は妨げない。

第10条 役員の選挙は次の通り行う。

1. 役員選挙については、選挙管理委員会細則通りに行う。
2. 役員は立候補した者について、その人数が定員を超えた場合は、無記名投票により、最多得票者をもって定める。但し、人数が定員を超えない場合は総会において信任を受けるものとする。

第11条 総会は予算、決算、会費、事業、その他重要事項を決議決定する。

1. 総会は年2回以上開くことを原則とする。
2. 総会の定足数は会員の5分の1以上とする。
(委任状は有効とみなされる)
3. 総会の議事議決は多数決による。
可否同数の時は議長が決定する。
4. 総会の議長はそのたびごとに出席会員から選出する。
5. 総会を開くにはあらかじめ議事の内容を明示して全会員に通知しなければならない。
6. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求のあるときに開く。

- 第 12 条 下記の通り、運営委員会を設置し諸般の事業を行う。
運営委員会は本部役員、及び校長、教頭をもって構成する。
- 第 13 条 運営委員の任務は次の通りとする。
1. 事業を企画し、運営する。
 2. 各事業の報告を行い、情報を共有し、運営に関する課題を協議する。
- 第 14 条 会計監査委員については次の通り定める。
1. 会計監査委員は、会長の委嘱により 2 名～3 名おき、総会の承諾を受ける。
 2. 会計監査委員は、会計の監査を行う。
- 第 15 条 家庭教育学級について
1. 家庭教育学級は、運営委員会の全員で構成する。
 2. 家庭教育学級は、各年度のなるべく早期に、学級の活動内容を決定し、全員に対して参加を呼びかけなければならない。
 3. 家庭教育学級の活動を進めるにあたっては、音羽中学校区地域生徒指導連絡協議会との合同開催を認める。

第3章 会 計

- 第17条 本会の経費は、会費その他の収入による。
- 第18条 会員は年間一世帯3,600円（300円×12か月）を納入する。
- 第19条 本会の会計年度は、原則として毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第4章 規約の改正

- 第20条 本会の規約は会員の3分の1の賛成によって改正することができる。

第5章 付 則

- 第21条 本規約は昭和40年2月24日より実施する。
- 第22条 各委員会細則は別にこれを定めることができる。
- 平成3年4月20日 一部改正する。
 - 平成8年12月21日 一部改正する。
 - 平成10年3月7日 一部削除する。
 - 平成10年5月28日 一部改正する。
 - 平成15年3月7日 一部改正する。
 - 平成16年3月5日 一部改正する。
 - 平成17年3月8日 一部改正する。
 - 平成17年6月2日 一部改正する。
 - 平成18年3月9日 一部改正する。
 - 平成19年3月5日 一部改正する。
 - 平成21年3月5日 一部改正する。
 - 平成22年3月5日 一部改正する。
 - 平成23年3月2日 一部改正する。
 - 平成26年3月5日 一部削除する。
 - 平成27年3月4日 一部改正する。
 - 平成31年3月7日 一部改正する。
 - 令和2年3月9日 一部改正する。
 - 令和5年7月10日 一部改正する。
 - 令和7年4月14日 一部改正する。

会計細則

- 第1条 会計は購入台帳及び支払い台帳を整備する。
- 第2条 PTA会費預金通帳は学校側会計が保管する。
印鑑は保護者側会計が保管する。
- 第3条 金銭の出納はすべて事前に会長の承認を得なければならない。
- 第4条 会計は適時役員会に会計報告をしなければならない。
- 第5条 予算執行上、止むを得ない事情の生じたときは会長の決済に於いて項目の流用を認める。
- 第6条 会計監査委員は年度末に会計監査を実施する他に、必要と認めたときは随時これを行う。

選挙管理委員会細則

- 第1条 選挙管理委員会(以下選管と略す)は、次期役員選出を計る目的のため、次の業務を開始する。
1. 選管は会長の委嘱により若干名をおき、総会の承認を受ける。
 2. 選管は立候補の受付から締め切り及びその後の選挙管理事務一切を行う。
 3. 選管は役員候補者(立候補者または推薦立候補者を含む)の公示(氏名・略歴・その他)を投票日の7日前までに行う。
 4. 選管は投票の管理を行う。
- 第2条 選管は立候補がない場合、会長と協議の上、候補者を選定する。

慶弔内規

- 第1条 会員相互の互助の精神に則り会員に慶弔の意を表すため本規程を定める。
- 第2条 慶については役員会において、その方法を決定、執行し運営委員会の承認を受ける。
- 第3条 会員及び本校生徒に不幸があった時は、別表(1)により弔意を表す。
- 第4条 音羽中学校教育伸展のため、尽力貢献された人などに対する慶弔に関しては役員会においてその方法を決定、執行する。
- 第5条 会員及び本校生徒が災害を受けた時は、その都度役員会において適当なる見舞いを決定、執行し、運営委員会の承認を受ける。
- 第6条 本規定に該当しない慶弔の意を表す必要が生じた時は、必ず本部へ連絡し、本部役員は運営委員に報告する。

別表(1)

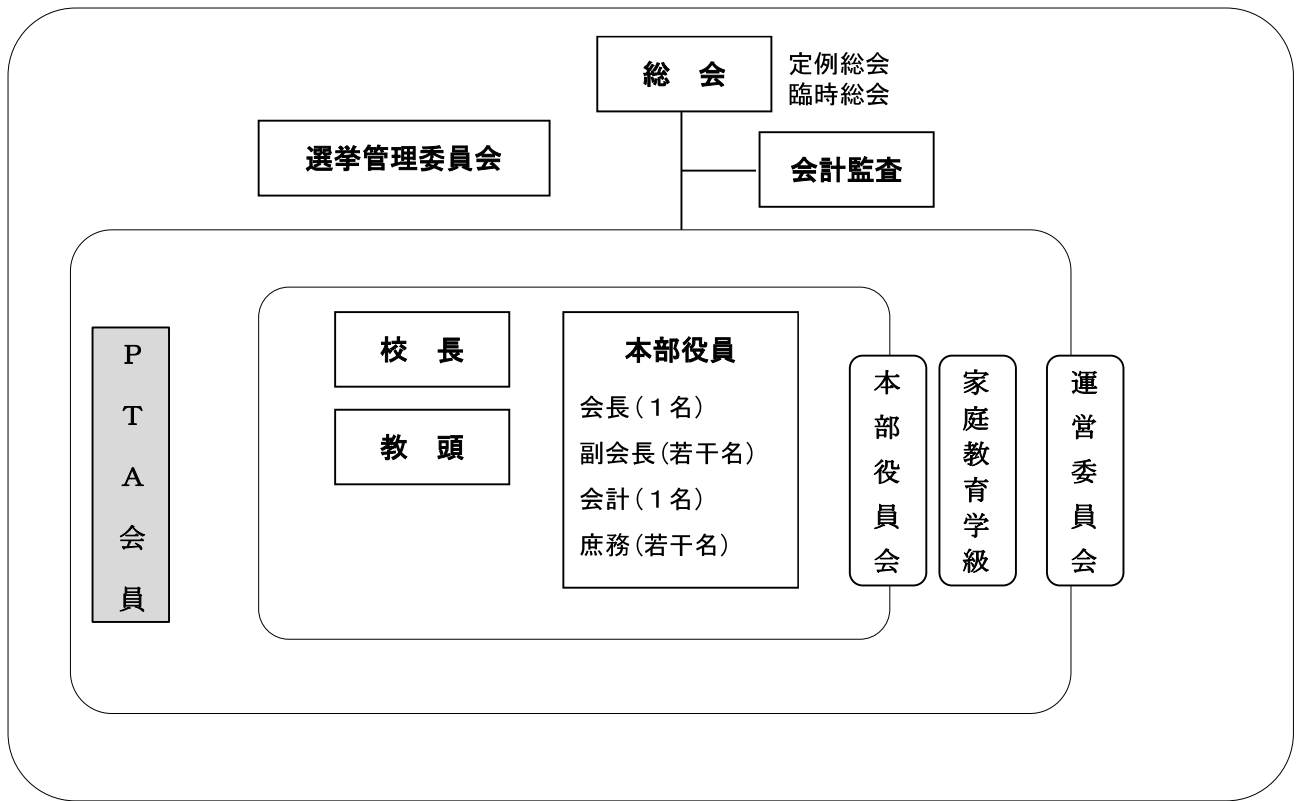
本校生徒死亡の場合	檜一對 もしくは同等の香料※
会員死亡の場合	檜一對 もしくは同等の香料※
教職員死亡の場合	檜一對 もしくは同等の香料※
教職員及び当年度の運営委員の両親 配偶者とその子死亡の場合(同居している者)	檜一對 もしくは同等の香料※

※香料については時流に鑑み、金額を決定する
令和元年度一部改正

付 則

本細則・内規は、運営委員会の議決により令和2年4月1日より実施する。

PTA 各委員会組織図



個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、京都市立音羽中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

2 管理者は、その指揮監督のもと、個人情報を取り扱う者を置くことができる。

(収集)

第4条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用目的)

第5条 本会における個人情報の利用目的は、以下の通りとする。

- (1) 役員、委員、会員名簿の作成・使用
- (2) 緊急連絡網の作成・配布
- (3) 本会の活動等に係る連絡

(利用目的の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人に明示した利用目的以外に個人情報を利用してはならない。

(管理)

第7条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 本会は、紛失や漏えいの防止等、個人情報の安全確保のため、適正な措置を講じるものとする。
- 3 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者

に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または園児・児童・生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第9条 本会は、個人情報第三者（京都市、京都市教育委員会（市立学校園を含む）を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する（前条第1号から第4号の場合を除く）。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供した対象者の氏名
- (3) 提供した個人情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条 本会が第三者（京都市、京都市教育委員会（市立学校園を含む）を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する（第8条第1号から第4号の場合を除く）。

- (1) 第三者の氏名及び住所（法人や団体の場合はその代表者の氏名）
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける個人情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第11条 本会会員は、立場上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(開示請求等)

第12条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 収集した個人情報を漏えい、紛失等したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 14 条 本会は、管理者等、個人情報を取り扱う者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 15 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 16 条 本規則について、法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本会役員会で協議検討し、改正することができるものとする。

附則 本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。